

令和5年度第2回文化財保護審議会

日 時：令和6年1月16日（火）午後6時00分～

場 所：世田谷区教育会館3階「ぎんが」

出席者：（委員）稲木委員、神庭委員、早乙女委員、重枝委員、外池委員、藤原委員、
堀内委員、山本（質）委員、山本（暉）委員（五十音順）

（事務局）知久教育政策・生涯学習部長、渡邊生涯学習課長、湖東文化財係長、
古川民家園係長（順不同）

会議公開の可否：公開

傍聴者：なし

事務局：教育政策・生涯学習部 生涯学習課

資 料：・次第

- ・資料1-1～1-4 世田谷区登録天然記念物への登録に関する説明文
- ・資料2-1～2-3 世田谷区登録天然記念物への登録及び指定天然記念物への指定に関する説明文
- ・資料3 世田谷区登録有形文化財への登録及び指定有形文化財への指定に関する説明文
- ・資料4 区指定有形文化財「旧安藤家住宅」主屋の入場見学の中止について

午後 6 時00分開会

○事務局 本日は、お忙しいところ、世田谷区文化財保護審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、開催に先立ち、教育政策・生涯学習部長の知久よりご挨拶させていただきます。

○事務局 本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございました。冒頭ですが、元日に発生した能登半島地震で被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。被害の全貌はまだ明らかではありませんが、各地域の文化財も被災した可能性があります。文化財の耐震補強や防火の備えなど、災害対策の必要性についても再認識をしたところです。本区の文化財保護の基幹的な施策である登録・指定制度ですが、新型コロナウイルスの影響もあり、しばらく新規の案件がありませんでした。今回の審議会は、久しぶりの答申審議となります。長年課題となっていた天然記念物をはじめ、8件の候補についてご審議をお願いしますとともに、これまでの調査、検討へのご協力を感謝申し上げます。また、今期の審議会は、本日が最後の開催となる予定です。今期でご退任される委員の皆様には、これまで長きにわたり文化財行政にご尽力いただき、重ねて御礼申し上げます。今後とも、様々なお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。今期も残り僅かですが、引き続き世田谷区の文化財行政の発展にご協力いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。簡単ではございますが、以上で挨拶とさせていただきます。

○事務局 それでは、進行を会長にお願いします。

○委員 令和5年度第2回世田谷区文化財保護審議会を開催します。

相澤委員については欠席の連絡を受けています。現在までのところ傍聴の申込みはありませんが、会議開始後に傍聴の申出がありましたら、その際にお諮りし、傍聴していただく形で取り扱わせていただきたいと思います。初めに、事務局から資料の確認をお願いします。

(配付資料確認)

○委員 次第3、令和5年度第2回議事録署名委員指名ですが、今回は外池委員と藤原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議事に入ります。次第4の登録・指定文化財答申について、事務局から、諮問から本日に至るまでの経過についてご報告願ひします。

○事務局 事務局から、諮問から本日までの経緯について報告します。

12月12日に開催された教育委員会において、天然記念物及び有形文化財の計8件の文化財登録・指定について、文化財保護審議会に諮問することが決定されました。

翌13日に、当審議会委員の立会いの下、諮問文を当審議会の会長にお渡ししたところで、その後、直ちに第1回合同部会を開催し、登録・指定天然記念物候補の現地調査及び答申文の検討、登録・指定有形文化財候補の答申文の検討がなされました。

12月18日にも第2回合同部会を開催し、登録天然記念物候補の現地調査及び答申文の検討を行いました。

その後、各合同部会でのご意見を反映した修正案を事務局で作成し、ご意見及びご指摘をいただきました。年末の時期にもかかわらず、ご意見及びご指摘をお寄せいただき誠にありがとうございます。

さらに修正の上、答申文の原案を作成し、原案へのご指摘を踏まえて修正したものが、本日お配りした答申案となっています。経過については以上です。

○委員 引き続き、答申案の説明をお願いします。

○事務局 答申案については、資料1が登録天然記念物、資料2が登録・指定天然記念物、資料3が登録・指定有形文化財に関する案です。

詳細は文化財係長より説明します。

○事務局 初めに、世田谷区登録天然記念物への登録のご説明です。資料1-1から1-4までをご覧ください。

天然記念物の案件は非常に多くなりますので、全て説明しますと時間がかかるため、こ

れまで諮問の段階で掲載している「5（1）内容」、「5（2）本樹の特徴及び生育立地」、「5（2）所在地の沿革」については様々なご意見をいただき修正はしておりますので説明は省略させていただき、答申の主な内容となる「6登録・指定理由」を中心に説明をさせていただきます。

まず、世田谷区登録天然記念物の説明です。

資料1-1、1ページをご覧ください。駒留八幡神社のクロマツ1本です。種別は、世田谷区登録天然記念物（植物）です。

「6登録・指定理由」は、「境内には、他にも樹高の高いクロマツが点在しているが、その中でも本樹は、まっすぐに伸びた雄大で整った樹形である。また、樹高は30メートルで、区内でも有数の巨樹であることから、区の登録天然記念物への登録にふさわしい。」です。

「7指定・登録基準」は、「第1世田谷区登録文化財」の「7世田谷区登録天然記念物」の「（2）植物」に該当します。

続きまして、資料1-2、4ページをご覧ください。行善寺のヒノキ1本です。種別は先ほどと同じです。

「6登録・指定理由」は、「通常、ヒノキは幹が1本通直に伸びるが、本樹は、高さ3メートルほどのところで三方に分かれる特異な樹形をしており、区内では他に例を見ない樹形であることから、区の登録天然記念物への登録にふさわしい。」です。

「7指定・登録基準」は、先ほどと同じです。

続きまして、資料1-3、7ページをご覧ください。静嘉堂のギンモクセイ1本です。種別は先ほどと同じです。

「6登録・指定理由」は、「ギンモクセイは庭木のため、あまり大きく育つ木ではないが、本樹の樹高は10メートルを超えており、枝ぶりも非常に見事である。10メートルを超えるギンモクセイの巨樹は貴重であることから、区の登録天然記念物への登録にふさわしい。」です。

「7 登録・指定基準」は、先ほどと同じです。

次に、10ページの資料1－4をご覧ください。松沢病院のタギョウショウ1本です。種別は先ほどと同じです。

「6 登録・指定理由」は、「タギョウショウは、地際から株立ちになり樹形が傘状になる品種で、通常は樹高2～5メートル程度である。本樹は樹高8メートルで樹形も美しく、生育状況も良好であることから、区の登録天然記念物への登録にふさわしい。」です。

「7 登録・指定基準」は、先ほどと同じです。

以上が登録天然記念物への登録を諮問した4件です。

続きまして、世田谷区登録天然記念物への登録及び世田谷区指定天然記念物への指定の説明です。

資料2－1、1ページをご覧ください。乗泉寺世田谷別院のクスノキ1本です。種別は世田谷区登録天然記念物及び世田谷区指定天然記念物（植物）です。

「6 登録・指定理由」は、「乗泉寺世田谷別院のクスノキは、樹高25メートルで、幹周り6メートルを超えており、区内でも有数の巨樹である。加えて、太い幹から分岐する大枝を広げた自然樹形は美しく、それをよく保っていることから、区の天然記念物への登録及び指定天然記念物への指定にふさわしい。」です。

「7 登録・指定基準」は、先ほどの登録基準に加えて、「第2世田谷区指定文化財」の「7世田谷区指定天然記念物」の「世田谷区登録天然記念物のうち、区にとって重要なもの」に該当します。

資料2－2、4ページをご覧ください。慶元寺のケヤキ5本です。種別は先ほどと同じです。

「6 登録・指定理由」は、「ケヤキは幹が太く、真っすぐ高く成長するため、防風や建築材等の利用のために屋敷林として植えられた。かつての喜多見地区の農村集落でも、敷地境界にケヤキを列植し屋敷林としていたが、それらの多くは宅地化とともに伐採されて

いった。慶元寺には、現在も列植された5本のケヤキが樹形の整った巨樹となって残されており、喜多見一帯が農村であった頃を想起させる景観を形成していることから、区の登録天然記念物への登録及び指定天然記念物への指定にふさわしい。」です。

「7登録・指定基準」は、先ほどと同じです。

続きまして、資料2-3をご覧ください。玉川神社のクスノキ1本です。種別は先ほどと同じです。

「6登録・指定理由」は、「本来、クスノキは寿命が長く、幹が真っすぐ高く成長するが、玉川神社のクスノキは、根元と太根が著しく肥大化し、本来のクスノキとは異なる特異な樹形である。また、幹周りは7メートルに迫り、その形が徳利のようにみえることから「とっくりグス」とも呼ばれている。クスノキとしては、区内では他に例を見ない樹形であることから、区の登録天然記念物への登録及び指定天然記念物への指定にふさわしい。」です。

「7登録・指定基準」は、先ほどと同じです。

以上3件が世田谷区登録天然記念物への登録及び世田谷区指定天然記念物への指定の説明となります。

最後になりますが、世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の説明です。資料3、1ページをご覧ください。堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手付土器1点です。こちらは、登録有形文化財及び指定有形文化財の考古資料となります。所在地は、世田谷区立郷土資料館です。出土の場所は、岡本2丁目33番の堂ヶ谷戸遺跡での発掘調査において発掘されています。時代は縄文時代中期で、寸法は15センチ程度です。種類は土器です。

「7登録・指定理由」ですが「当該土器は、口縁部に顔面装飾のある把手を配していることから「顔面把手付土器」と称される。顔面部と胴部がともに遺存した形での出土は区内で初めてであり、器形・時期からみても都内でも出土例は少なく貴重であることから、区の登録有形文化財への登録及び指定有形文化財への指定にふさわしい。」です。

「8 登録・指定基準」は、「第1世田谷区登録文化財」の「世田谷区登録有形文化財」の「(6) 考古資料」及び「第2世田谷区指定文化財」の「1世田谷区指定有形文化財」の「世田谷区登録有形文化財のうち、区にとって重要なもの」に該当します。

説明は以上とさせていただきます。

○委員 ただいまの説明について、何か質問等がありますか。12月13日及び18日の合同部会での現地視察並びに答申文についての検討、それから、後日、メール等で修正案等をお諮りしたところですが、何かこの場でご質問等がありましたら、お受けしたいと思います。

○委員 合同部会時に奇形樹という言葉の使用について意見させていただき、対案がいろいろ出されて直されたのでとてもよいと思います。しかし「世田谷区文化財登録・指定基準」に奇形樹という言葉が使用されているので、今後、登録指定について議論するとき、この奇形樹という言葉を用いないということを引き継いでいただければと思います。

○事務局 本基準は国のものを参考に横引きして作成しています。奇形樹という言葉を使用することは、いささか疑義が生じる部分もありますが、国のものを横引いているということで、本基準自体はこのままにしたいと思っております。今後の議論の中で、そういった言葉を登録指定の理由に用いないようにするというので、事務局の中で引き継いで参りたいと考えています。

○委員 登録もしくは指定がされて終わりではなく、多くの方に登録指定された文化財の情報を知っていただけるよう、所有者の許可を得たうえで、世田谷デジタルミュージアム等で発信していくことが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 今回、答申をいただきましたら教育委員会に諮りまして、登録、指定が決定されます。登録指定の決定後は、この資料は公開されます。文化財としての情報はデジタルミュージアムでも掲載予定ですし、また、所管課と調整したうえで、区の刊行物で樹木に関するマップ等があれば、登録指定天然記念物という情報を掲載したいと考えています。

○委員 すぐにやってくださいとか、今やらなければいけないということではないと思

ますが、今後の処置の方向性等を記載していますが、今後、記載のような処置が必要であるということを念頭に置いて維持管理してほしいということでしょうか。

○事務局 登録指定の諮問を行う前の所有者同意はもちろん得ておりますし、引き続き所有者と相談・調整したうえで、補助制度も活用しながら、記載のような維持管理をするよう働きかけたいと考えています。

○委員 分かりました。

○委員 登録、指定した後のケアは非常に重要なので、事務局でもしっかりやっていただきたいと思います。世田谷の広報への掲載予定はあるのでしょうか。

○事務局 教育委員会の広報紙など、あらゆる媒体を用いて登録、指定について周知していきたいと考えています。

○委員 区民に分かりやすく説明すれば、このようなものが登録、指定されたのだから見に行こうということになると思います。デジタルミュージアムだけでは情報発信としては不足ではないかと思しますので、説明のあったとおり、あらゆる媒体を用いて登録、指定をしたという事実を広めていただければと思います。

○委員 所管課との調整になるかと思いますが、「世田谷名木百選」を増版するときに、登録指定の情報を加えていただければと思います。

○事務局 所管課と調整したうえで登録指定天然記念物という情報を掲載したいと考えています。

○委員 よろしくお願ひします。その他、字句で特に修正はありませんか。

他にないようでしたら、答申の決定についてお諮りいたします。本日配付された答申案を本審議会から教育委員会への答申とすることでよろしいでしょうか。

〔承認〕

○委員 異議なしと認め、答申を決定いたします。

それでは、文化財保護審議会より教育委員会に答申文をお渡しいたします。

〔答申文の交付〕

○事務局 委員の皆様には、暮れのお忙しいところを精力的にご審議いただきまして、ありがとうございます。今後、2月9日開催の教育委員会に諮らせていただきます。教育委員会において登録、指定が決定しましたら、速やかに告示手続を進めさせていただきます。このたびは、答申いただきまして、ありがとうございました。

○委員 それでは、事務局からの報告に移ります。

○事務局 資料4を御覧ください。区指定有形文化財「旧安藤家住宅」主屋の入場見学の中止についてです。

区立次大夫堀公園民家園内の当該建造物の鴨居落下の原因調査を行っていたところ、一部の柱が今後折損する可能性があるため、当該建築物内への立入りを制限するなどの対策が必要である旨の速報が委託業者よりありました。来園者やボランティア団体等の安全を最優先するため、旧安藤家住宅主屋への入場見学を中止しましたので、ご報告させていただきます。その他の施設は、これまでどおり見学が可能となっています。

詳細は、文化財係長よりご説明いたします。

○事務局 現在、旧安藤家住宅では一部柱が折損する可能性がある状態になっております。遡りますと、一昨年度の年末ぐらいに柱に少し歪みが出てきて、その結果、鴨居が脱落する状態になりました。その後、応急の対策を講じたところ、それ以上進行していない状況もありましたので、民家園係と文化財係で協議しながら状況を見ていたところですが、やはり長期的には折損の可能性もあるため、今年度、危険度に関する調査を実施しました。現在調査中ですが、委託業者から速報という形で長期的な危険性の指摘がありましたので、昨年12月末に入場見学を中止しました。中止期間中に耐震診断、補強工事の設計等を行い、補強工事後に再開することといたしました。

予算については至急対応するため、今年度の補正予算をこれから議会に提案しまして、最速の計画で診断、設計、工事を実施してまいりたいと考えています。

2ページを横向きで見ていただきますと、1階平面図の右下ですが、10畳と12畳の座敷の間に、柱にマルをつけていますが、ここが該当の柱ということで、座敷の柱と柱のスパ

ンが長く、屋根も重いということで負担がかかってきているのではないかとということです。

3 ページに、その状況を簡単に写真と図で表現していますが、荷重がかかって柱が弓なりに歪んでいる結果、鴨居と離れてしまって脱落をしたところに対しては応急の添柱をつけて、現在、鴨居が脱落する状態ではありませんが、今後の長期荷重、大きな地震があったときの短期荷重に耐えられず、建物が全体又は部分的に崩壊する可能性もあるということです。今後の補修計画としては、部分的に対処するというのではなく、建物全体の耐震診断を行い、補強工事も含めた上での復旧を計画しています。

○委員 今の説明について、何か御質問等がありますか。

○委員 状況がよく分からないのですが、落ちる前に何らかの変化は感じられていないということですか。

○事務局 復元しました当初から、1 つ柱を飛ばして復元した経緯がありまして、その当時から少し負担がかかるのではないかとということで、実際には天井、小屋裏でつっている状態で保ってきたとのこと。その中で少し負荷がかかりやすいことは分かっていたので注意をして見ている場所ではあったのですが、その注意している中で民家園係で気づいたということ。です。

○委員 お聞きしたかったのは、目視でどこまで分かるかという問題はもちろんあるのですが、落ちたからこうするというのではなく、定期的にやっていますよということがあったほうがいいのではないかとということです。目視確認を月に1回やっていますということが区民及び来訪者に対して責任があるのではないのでしょうか。また、安藤家だけの問題にしていいのでしょうか。莫大な予算がかかるので、今すぐ全ての建造物の耐震診断を行わなければいけないということを言っているわけではないのですが、何の手も打っていないとか、公開しているけれども、チェックもしていないというのではなくて、月に1回は目視確認をしている等の仕組みづくりを考えたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○事務局 今、ご意見をいただきましたとおり、目視確認は民家園係の職員も対応しているところかとは思いますが、今後、徹底していきたいと考えています。また、安藤家住宅以外の建物についても耐震診断が必要な部分もあるかと思っていますので、引き続き検討していきたいと考えています。

○委員 先ほど話がありましたが、能登半島地震を見ますと、被害はどんどん後から拡大していくのではと思いますので、あのような天災が起きる前に、指定物件へのケアをしていく必要があるのではないかと思います。

○委員 壁自体はきれいですが、壁に被害はあったのでしょうか。これはきれいにした後なのでしょうか。また、単につっかえの柱と受け柱で済ませているのでしょうか。

○事務局 壁自体には、全く被害はないです。

○委員 では、落ちたといっても、ちょっとずれたぐらいの話ですね。

○事務局 徐々に徐々に隙間が出てきたのは、定期的に観察はしていたのです。ちょっと広がってずれたのが大きくなってきたので、それが一昨年度の12月に確認できたので、単管で応急処置をやったのですが、それだとまずいだろうということで添柱を入れ、経過観察はずっとしているのですが、特段広がっているとか、ずれが大きくなっているということとは今のところないです。

○委員 分かりました。それが大げさに書いてありましたので。ちょっとずれたということですね。

○事務局 そういう感じです。

○委員 そうしたら、鴨居のほぞは、ほぞ穴に対して残っていると考えていいですか。

○事務局 一部残っている形です。完全に外れているということではなくて、ちょっとずれているということです。

○委員 でも、ちょっと危ないですね。

○事務局 なので、それも見つかった段階で応急処置はしているのですが、調査の中でこういう話が出てきたものですから、全体的に調査をしてという形です。

○委員　そういう段階ですね。分かりました。

○委員　それにしても、この文章に「鴨居が落下する事案」と書いてあるのですが。

○事務局　調査会社の報告からすると、そういう文面になるので。

○委員　気になりますよね。落下するまで分からなかったのかというか、ずれたということですね。

○事務局　ずれていたのをずっと観察して、隙間がそれほど広がってはいなかったのですが、やはり徐々に徐々にというところはあるものですから、今後の対応も含めてということに今はなっています。

○委員　これは外に閲覧されるような資料にはならないと思いますけれども、落下というのは相当すごい状態ですね。

○事務局　そうですね。ショッキングな言葉だとは思いますが、調査会社の言葉を借りるとそういう形になっています。そのうち、今はまだたわんでいる状態ですが、将来的には折れてしまう可能性があるということなので、可能性がある以上、危険性があるわけなので、その部分を勘案して見学を中止にしている状況です。

○委員　これを発見したのは、何月何日ですか。

○事務局　現在の状況を確認したのは、一昨年度の12月1日で、隙間が見つかったのはもっと前です。隙間は大分前からあり、徐々に広がっているため、応急処置はしなければいけないということで、一昨年度の12月に応急処置を行い、3月に添柱に変えたという流れです。今後どうするかということで昨年に調査を行い、速報が昨年12月に業者から来たということでした。

○委員　「入場見学の中止について」という文章の中で、目視によって観察していてこうなっていたが、徐々に大きくなったということが本来記載されていたほうが、よろしいかと思います。

○委員　「落下する」とか、「柱に刺さっていた」というのは、鴨居のほぞにはまっていたものが外れたということですね。「刺さっていた」というのも不思議な言い方だなと

思ったのですが、変えたほうがいいのかもかもしれません。

それと、この事案もそうなのですが、先ほどからちょっと出ていましたが、こういった建築が民家園はたくさんありますけれども、東日本の後に何か耐震強度の審査というのは、簡易的にでも全体的にやったのでしょうか。

○事務局 できておりません。

○委員 これを機にということも変ですが、しっかりとした方針を出すべき時期なのかなと思います。予算も必要でしょうから、今さら来年度というわけにはいかないかもしれませんが、先々を見越して、どこから手をつけていくのか、次はどれをやるのかという優先順位も含めて考えなければいけないと思います。民家園は全部が全部みんな古い建物なわけだから、一度はきちんと見ておく必要があるのではないのでしょうか。

○委員 できれば、世田谷区は先進的にいろいろなことをやっていたところだから、診断に関しても先進的にこのようなことをやっていますよということが訴えられるといいですよ。よその区にも民家はあって、そんなことを明らかにやっていない区や市が半分以上なので、そのようになってくると危ないのかとか、こういうことを世田谷区でやっているのだということは外に対して情報提供されたほうがいいのではないかという気がします。

○委員 いきなり全部は無理だとしても。

○委員 順次こういう形で、簡易的に見ていたところの中で優先順位をつけながら耐震診断をやっていくのだという方針がきちんとあるのだということを示していくような方向を考えていくべきだと思います。

○事務局 能登の地震の直後でもあるので、ここでいただいた貴重な意見については持ち帰らせていただいて、財政当局とも協議してまいりたいと思います。

○委員 この2番の「12月20日より中止している」というのは、昨年12月、一昨年度の12月ですか。

○事務局 昨年です。

○委員 1年間は見学できていたということですか。それは、比較的安全だからという意

味ですか。

○事務局　そうです。応急処置をして、その後、いろいろなところに見てもらって、今すぐどうこうという問題はないだろうということでお話をいただいていたので、それで公開はしていたのですが、改めて去年調査をした状況からして、将来的には危険があるという速報が入ったものですから、危険がある以上は、公開はなかなか難しいだろうということで中止をしたというところです。

○委員　ということは、今のようなことが書かれていたほうが読むほうは分かりやすいですよ。12月20日というのはいつだと、まず考えてしまいますよね。どうして1年間放っておいたのだと言われるよりは今の説明のほうがいいですよ。

○委員　少なくともこの主旨のところの落下する事案が生じたのが、ついこの間の感じはしますよね。

○委員　22年11月に報告があって、応急処置をして1年間検討して、12月20日に中止にした経緯はきちんと書いてあったほうが分かりやすいと思うのですが、書かないものなのですか。

○事務局　資料がわかりづらく、申し訳ございません。今後、わかりやすい資料作成に努めます。

○委員　文章的にも公開するのであれば、今の委員のご意見を取り入れていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ないようであれば、本日の議事は以上でございます。以上をもちまして、令和5年度第2回文化財保護審議会を終了いたします。本日は、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

午後7時5分閉会